

2026 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社コンヴァノ
(コード:6574 東証グロース)
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢
問合せ先 執行役員 藤田 真也
(TEL:03(3770)1190(代表))

有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 1 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の執行役員(委任型)及び従業員(以下「付与対象者」といいます。)に対し、以下のとおり、有償ストック・オプション(新株予約権)として第 6 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権はこれを引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各付与対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社が経営の重点方針として推進する AI 事業、とりわけ AXON(当社の AI 関連サービス)の売上拡大及び事業価値の最大化を目指すにあたり、その実行を担う執行役員をはじめとする役職員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大に向けた結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

AI 事業は当社の中核的な成長ドライバーであり、とりわけ AXON の売上拡大は当社グループの中長期的な収益基盤の強化に直結するものと認識しております。当社経営陣は、現時点の当社株価が、AI 事業の成長ポテンシャルを含む当社の企業価値を十分に反映していない可能性があるとの認識の下、当社の中長期的な成長の実現に向けた強いコミットメントを社内外に示す観点から、有償ストック・オプションとして本新株予約権を発行することといたしました。

本新株予約権は、各付与対象者が公正な評価に基づく払込金額を負担した上で取得するものであり、付与対象者に対する報酬としてではなく、各付与対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものです。

さらに、本新株予約権は、AI 事業(AXON を含む。)の成長を主要な牽引役とする当社の業績及び株価の達成を測る以下の業績条件・株価条件・勤務条件をすべて満たした場合に限り行使可能とする設計としております。なお、下記の業績条件は、BTC 事業を除く調整後の営業利益及び売上高により、AI 事業を含む当社の本業の収益力を測る指標として設定しております。

・業績条件:当社の BTC 事業に係る損益を控除し、本新株予約権に関する株式報酬費用を加算した調整後連結営業利益が、2027 年 3 月期 8,000 百万円、2028 年 3 月期 9,000 百万円、2029 年 3 月期 9,000 百万円をそれぞれ超過すること

・業績条件:当社の BTC 事業に係る売上高を控除した調整後売上高及び当社の BTC 事業に係る損益を控除し、本新株予約権に関する株式報酬費用を加算した調整後営業利益が、2030 年 3 月期は調整後売上高 20,000 百万円及び調整後営業利益 9,000 百万円、2031 年 3 月期は調整後売上高 20,000 百万円及び調整後営業利益 9,000 百万円、2032 年 3 月期は調整後売上高 20,000 百万円及び調整後営業利益 9,000 百万円をそれぞれ超過すること(各事業年度において調整後売上高及び調整後営業利益の双方を満たした場合に限る。)

・株価条件:2029 年3月末までに、東京証券取引所の普通取引における当社普通株式の終値が一度でも 200 円を超過すること

・勤務条件:割当日から 2031 年3月 31 日まで継続して当社グループの役職員(執行役員を含む)であること

なお、「終値が一度でも 200 円を超過」としたのは、平均株価等とした場合には算定期間や算定方法の設定により達成難易度が左右され得るため、本件では取引所における終値により到達の有無を客観的かつ一義的に判定できるようにする趣旨です。また、当該水準への到達自体を市場評価の転換点として捉え、条件を簡潔にすることでインセンティブの趣旨を明確にするためです。

(注)上記の調整後営業利益は、有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益から、インベストメント&アドバイザー事業のうち、BTC 事業に係る損益を控除し、本新株予約権に関する株式報酬費用を加算した金額として算定しております。また、調整後売上高は、有価証券報告書に記載された連結損益計算書における売上高から、インベストメント&アドバイザー事業のうち、BTC 事業に係る売上高を控除して算定しております。なお、当社は 2026 年 8 月 13 日付「保有する暗号資産の売却完了に関するお知らせ」のとおり保有していた暗号資産を既に売却しておりますが、暗号資産の保有・運用を行っていた海外子会社の清算手続が完了していないことを踏まえ、AI 事業を中心とする本業の収益力を将来にわたり公正に測定する観点から、業績条件の算定期間を通じて BTC 事業に係る損益を控除する調整を維持しております。

当社は、2025 年8月 27 日付「中期経営計画の修正及び改訂版中期経営計画『補完コード 2029』策定に関するお知らせ」において、2027 年3月期の連結売上高計画値 23,700 百万円/連結営業利益計画値 9,500 百万円、2028 年3月期の連結売上高計画値 58,500 百万円/連結営業利益計画値 25,700 百万円、2029 年3月期の連結売上高計画値/113,500 百万円 連結営業利益計画値 51,600 百万円を開示しております。また、上記「BTC 事業に係る損益」の金額は、2025 年 11 月 21 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて開示した 2026 年3月期業績予想に含まれる BTC 事業の損益(売上 1,133 百万円/営業利益 1,098 百万円)に基づき算定しております。したがって、調整後連結営業利益は、「連結営業利益」-「BTC 事業に係る損益」+「本新株予約権に関する株式報酬費用」により算出され、調整後売上高は「連結売上高」-「BTC 事業に係る売上高」により算出されます。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は 5,000,000 株であり、発行済株式総数 509,156,000 株に対して約 0.98%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標及び株価水準の達成が行使条件とされており、当該条件の達成は当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献し得るものと考えており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると判断しております。

2. 発行の概要

(1)新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社の執行役員(委任型) 2 名及び従業員1名 50,000 個
(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数(以下、「付与株式数」という。)は、100 株とし、本新株予約権の総数(50,000 個)を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、5,000,000 株(ただし、本新株予約権の引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数に付与株式数を乗じた株数に減少される。また、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。)とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(下記(12)に定める日という。以下同じ。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式によりその効力発生日において調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該効力発生日時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

	調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に、その調整を必要とする事由の効力発生時点で(効力発生日がない場合には、当社が合理的な時点を定めることができる。)の付与株式数の調整を行うことができるものとする。
(3)新株予約権の総数	50,000 個 上記総数は、割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。
(4)新株予約権の払込金額又はその算定方法	本新株予約権1個あたりの発行価額は、100 円とする。 なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。
(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株あたりの金額(行使価額)	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金 121 円とする。(注)行使価額 121 円は、取締役会決議日の前営業日(2026 年 8 月 31 日)の当社普通株式の東京証券取引所における終値(121 円)としています。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割(又は併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝調整前行使価額×(既発行株式数＋新規発行株式数×1株あたり払込金額／新規発行前の1株あたりの時価)／(既発行株式数＋新規発行株式数) なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に、その調整を必要とする事由の効力発生時点で(効力発生日がない場合には、当社が合理的な時点を定めることができる。)の行使価額の調整を行うことができるものとする。
(6)新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2032 年7月1日から 2036 年3月9日までとする。
(7)新株予約権の行使の条件	① 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、下記(a)及び(b)のすべての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行

	使することができる。 (a)2027 年3月期から 2032 年3月期のそれぞれ指定された事業年度において、当社の調整後売上高(有価証券報告書に記載された連結損益計算書における売上高から、インベストメント&アドバイザー事業のうち、BTC 事業に係る売上高を控除した金額)及び調整後営業利益(有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益から、インベストメント&アドバイザー事業のうち、BTC 事業に係る損益を控除し、本新株予約権に関する株式報酬費用を加算した金額)が、以下の(ア)から(カ)すべての条件を満たした場合 (ア)2027 年3月期:調整後営業利益が 8,000 百万円を超過した場合 (イ)2028 年3月期:調整後営業利益が 9,000 百万円を超過した場合 (ウ)2029 年3月期:調整後営業利益が 9,000 百万円を超過した場合 (エ)2030 年3月期:調整後売上高が 20,000 百万円を超過し、かつ調整後営業利益が 9,000 百万円を超過した場合 (オ)2031 年3月期:調整後売上高が 20,000 百万円を超過し、かつ調整後営業利益が 9,000 百万円を超過した場合 (カ)2032 年3月期:調整後売上高が 20,000 百万円を超過し、かつ調整後営業利益が 9,000 百万円を超過した場合 なお、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。 (b)本新株予約権の割当日から 2029 年3月 31 日までの間、金融商品取引所における普通取引による普通株式の株価終値が一度でも 200 円(上記(5)に基づく行使価額の調整を行う場合には、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。)を超過した場合 ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から 2031 年3月 31 日まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(9)新株予約権の取得の事由及び取得条件	① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない

	い場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社が別途定める日の到来を以て、当該日の到来時点で当該新株予約権者が保有する未行使の本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
(10)新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11)組織再編行為時における新株予約権の取扱い	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数:新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類:再編対象会社の同種の株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数:組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額:交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(11)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間:上記(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(6)に定める行使期間の末日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項:上記(8)に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限:譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑧ その他新株予約権の行使の条件:上記(7)に準じて決定する。 ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件:上記(9)に準じて決定する。 ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12)新株予約権の割当日	2026年9月10日
(13)新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14)新株予約権の払込期日	2026年9月10日